

3) 園路・広場

① 園路等

園路は、「(4) アクセスや動線の検討 2) 公園内動線の検討」において整理した幹線園路、補助幹線園路に基づき、「都市公園技術標準解説書」(社団法人日本公園緑地協会・平成22年度版)に示されている幅員の考え方等を参考に計画します。

ア) 幅員の考え方

- **幹線園路**：エントランス広場と第1種陸上競技場の外周・野球場エントランス前は、大会利用時は最も動線の流れが多くなるため、15m以上を確保します。野球場のエントランスから両サイドへは、来園者と管理車両がすれ違いできる6mを確保します。
- **補助幹線園路-1**：各運動施設間をつなぐ動線であり、管理車両の通行を考慮し、幅員3mとします。
- **補助幹線園路-2**：各運動施設や駐車場・便所をつなぐ動線であり、歩行者専用のため幅員2mを確保します。
- **管理動線**：管理車両が通行できるように、幅員3mを確保します。
- **散策路**：緑の広場内に設ける散策路は、歩行者専用の幅員2mとします。ただし、歴史サイン等を観覧する部分には、立ち止りスペースとして片側1mを部分的に加え、幅員3mとします。
- **ジョギングコース**：2人走コースとして追越し走者を含む幅員として、2.5mを確保するものとします。(※案1の場合、近江高校と庭球場の間の幅員は1.5mを確保)ただし、管理車両の動線を兼ねる場合は、3.0mとします。

次に、それぞれの断面構成を以下に示します。

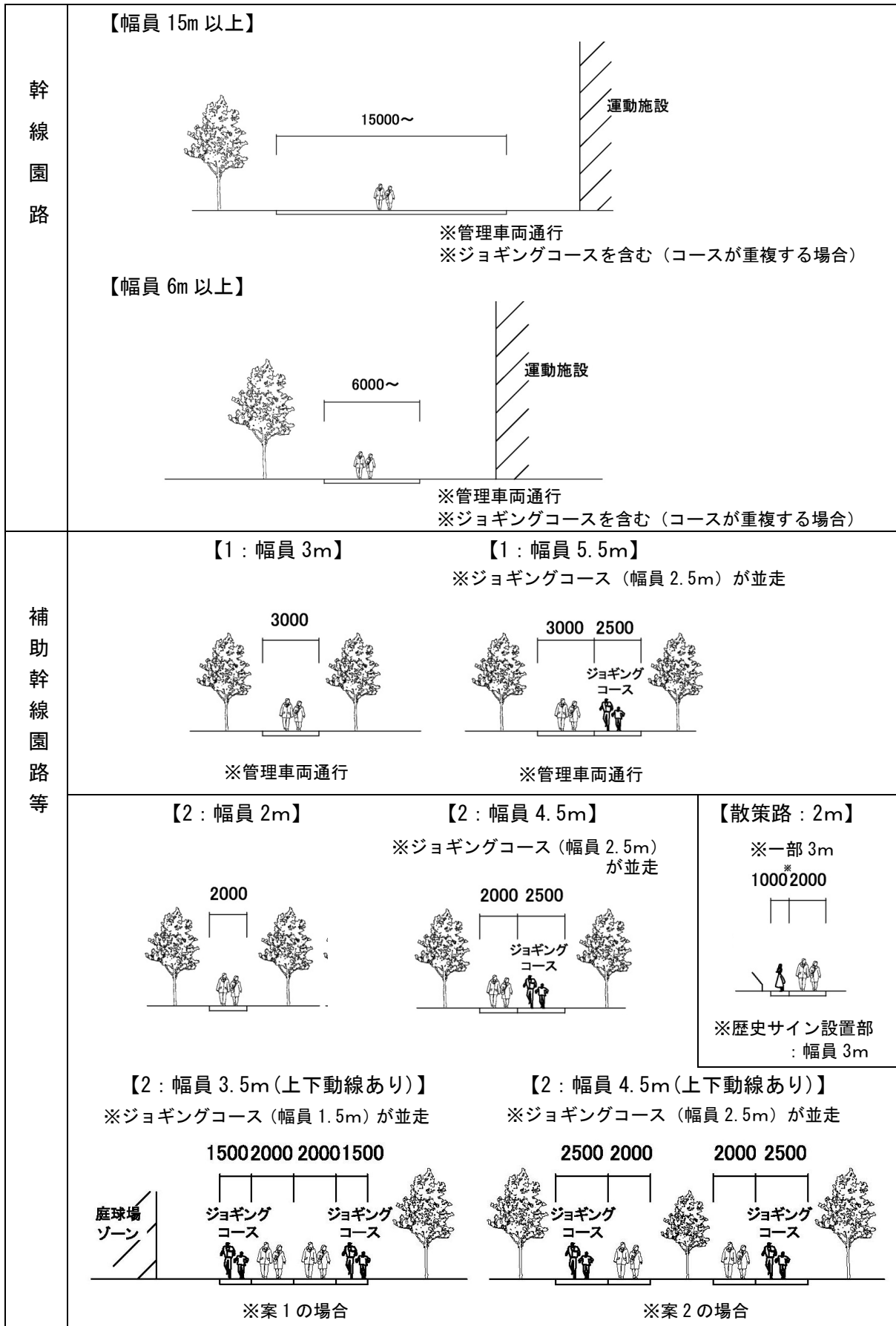


図 2. 2 7 各園路の断面構成

表 2. 7 園路の幅員

	取 扱 い	幅 員	参 考
幹線園路	広場的な扱い。	15m以上	車 道 ①1車線3m以上、2車線5.5m以上の幅員 ②曲線半径は30km/hで30m、一般に40km/hで最小半径は50m ③縦断勾配11%以下(小型道路 設計速度30km/h)、横断勾配はアスコンまたはコンクリート舗装1.5~2%、その他は3~5%以下 <small>「道路構造令」を参考に作成</small> 自転車道 ①1車線1m ②曲線半径は10m以上 ③縦断勾配5%以下 <small>「自転車道等の設計基準解説(社)日本道路協会」を参考に作成</small> 歩 道 ①車いす使用者が通過する際に障害となる段差を設けない、やむをえない場合は傾斜路を併設する。 ②園路の縦断勾配は5%以下とする。ただし、やむをえない場合一部を傾斜路(縦断勾配8%以下)を含むものとする。 ③横断勾配は原則1%以下とする。
	来園者とトラック2台がすれ違いできる。	10~12m	
幹線園路	来園者とトラック1台がすれ違いできる。	5~6m	
	管理用トラックが入る。	3m	
補助幹線園路-1・管理動線	2人歩き	1.5~2m	
	1人歩き	0.8~1m	
補助幹線園路-2・散策路	車いす使用者対応	0.8m以上~1.80m以上	
	並木ベルト	2m以上	
	小灌木ベルト	0.9m以上	
	街路並木の植込み	長さ2m 幅0.6m以上 標準1.5m	

注) 車いす使用者に対応する園路幅員は以下の通りである。

1. 車いす使用者同士がすれ違う幅員は1.80m
2. 車いす使用者が回転できる幅員は1.5m
3. 車いす使用者と人がすれ違う幅員は1.20m
4. 車いす使用者が通過し易い幅員は0.9m (最小幅員0.8m)

出典：(社)日本公園緑地協会 / 造園施工管理技術編 改訂25版 / 平成17年5月を参考に作成

(出典：都市公園技術標準解説書)

【ジョギングコースの幅員の考え方】

- ・1人走コースとして追越し走者を含む幅員：1.5m
- ・2人走コースとして追越し走者を含む幅員：2.0~2.5m
- ・2人並走コースとして追越し走者を含み、かつ管理者の利用がある場合の幅員：2.5~3.0m

(出典：「都市公園技術標準解説書」)

イ) ジョギングコースの設定

ジョギングコースは、次の基本的な計画条件を踏まえ、次図のとおりコースを設定し、走者や園路を歩く来園者の安全確保の観点から、走行方向を定めます。

なお、野球場の外野芝生スタンドの外周部分は、隣接する住宅地への緑地の遮蔽機能の確保を優先するため、管理動線とジョギングコースを兼用するものとします。ただし、管理車両の走行時間を限定するなどし、ジョギング利用者の安全確保に努めることとします。

【ジョギングコースの基本的な計画条件】

- ・コースは緑豊かな環境の中に配置し、安全で快適なものとする。
- ・コースの設定は周囲の見通しが確保されるように設ける。
- ・コースには適度な陽当りと緑陰、水辺、そして快適な通風などアメニティを確保する。
- ・出来るだけ平坦なコースとするが、多少のアップダウンは単調さを和らげ変化を生み、より快適性の高いものとなる。

(出典：「都市公園技術標準解説書」)



図 2.28 ジョギングコースの設定

ウ) 園路・ジョギングコース

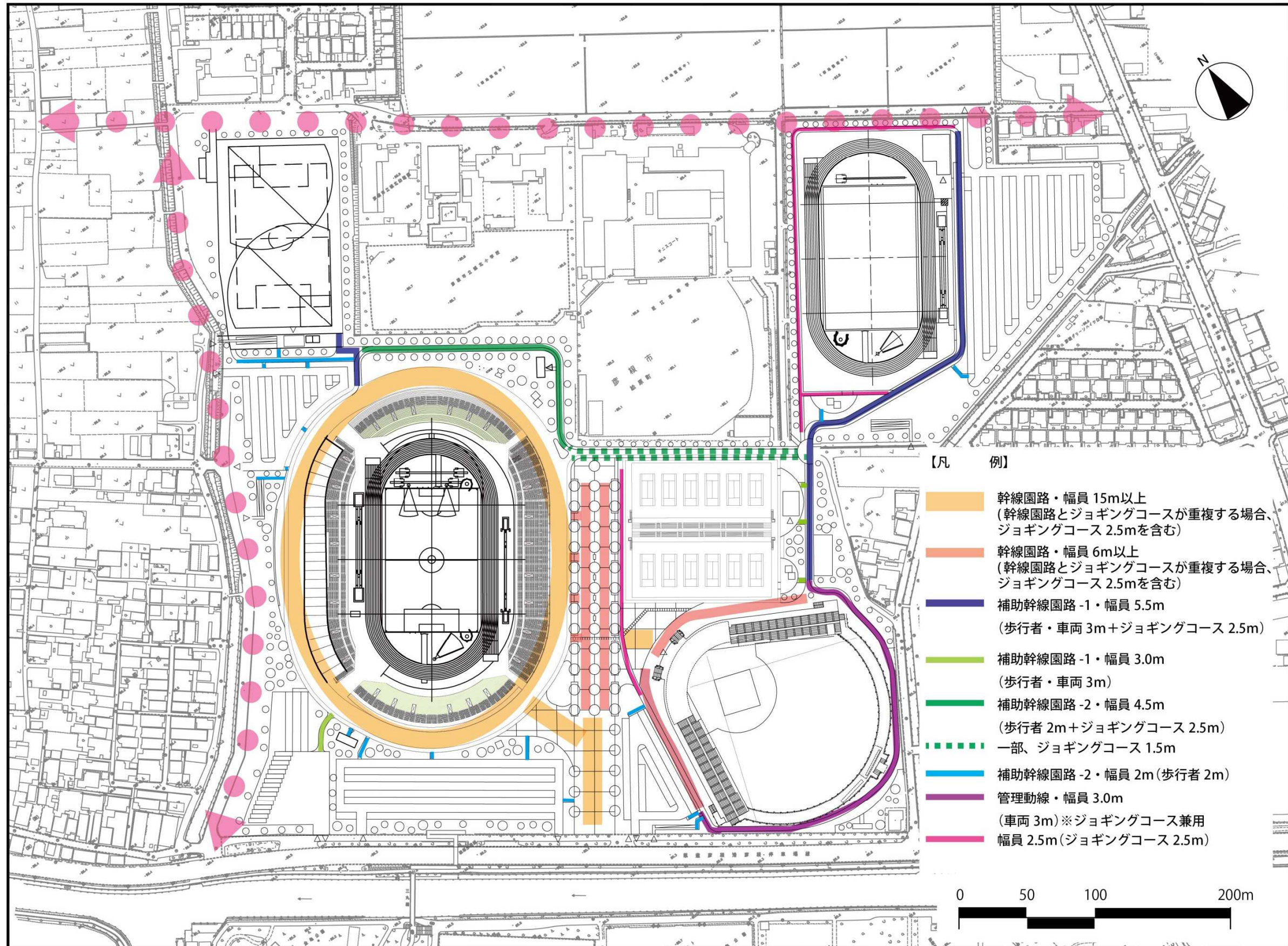


図 2.29 園路・ジョギングコース (案1)

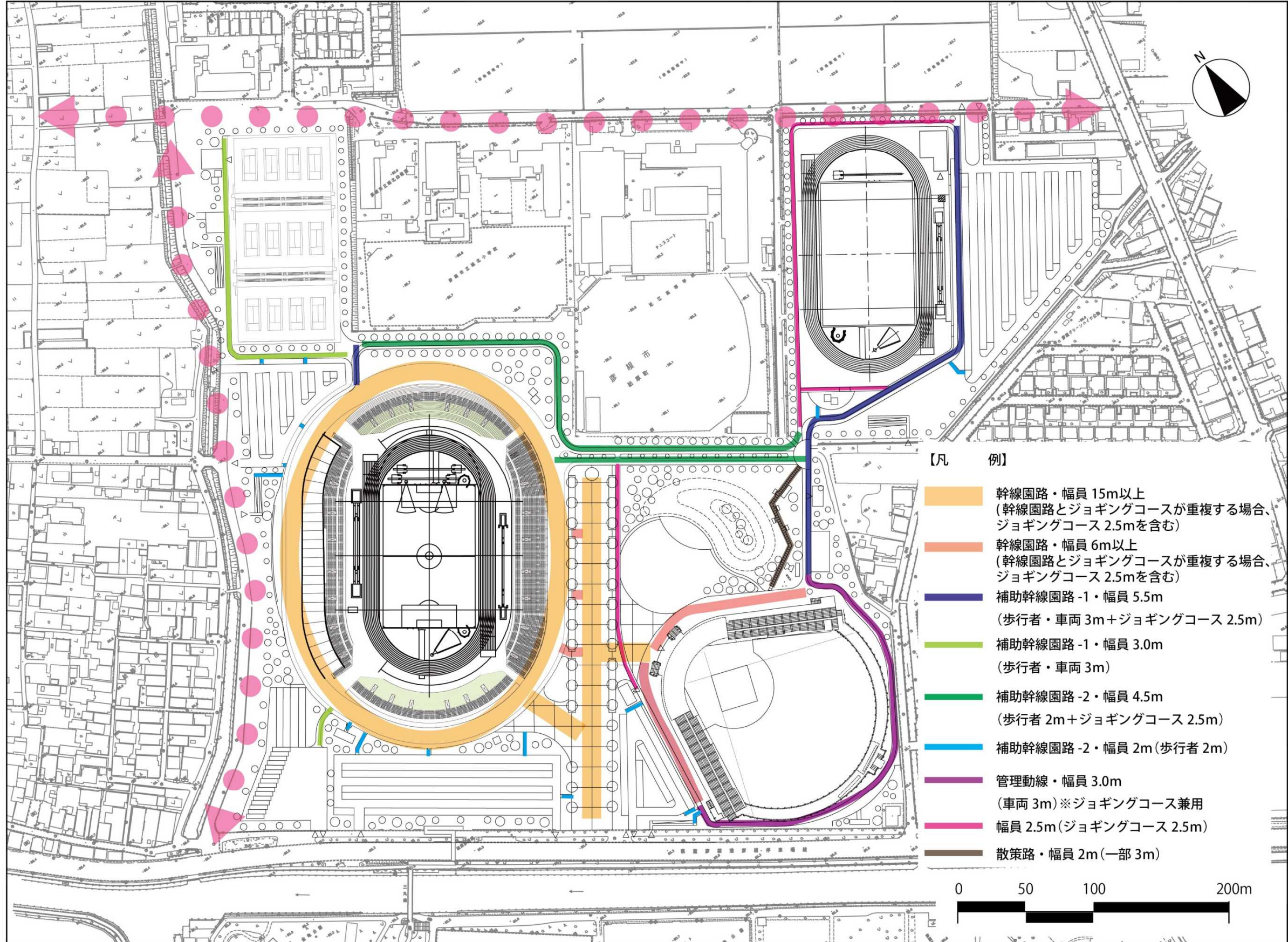


図 2.30 園路・ジョギングコース (案2)

② 広場

本公園内には、来園者が公園のシンボル性を感じるための空間やイベント時に動線をスムーズにさせるための空間、公園としての憩いやゆとりを感じる空間、また、公園内の動線の結節点などでの語らいや休憩などを可能にする空間として、以下の広場空間を整備します。

- ・ **エントランス広場：**
公園のメインエントランスとなり、彦根城への景観軸を設定し、本公園のシンボルとなる広場
- ・ **メイン広場：**
第1種陸上競技場のメインエントランス前に設ける待合等の滞留スペースとなる広場
- ・ **緑の広場（案2の場合のみ）：**
公園の中心に位置し、芝生広場とし、本公園に緑のゆとりある空間を形成する交流や憩いの広場
- ・ **その他の広場：**
動線の結節点や各施設の小規模な人だまりなどを形成する小規模な広場

以下に、各広場の配置を示します。

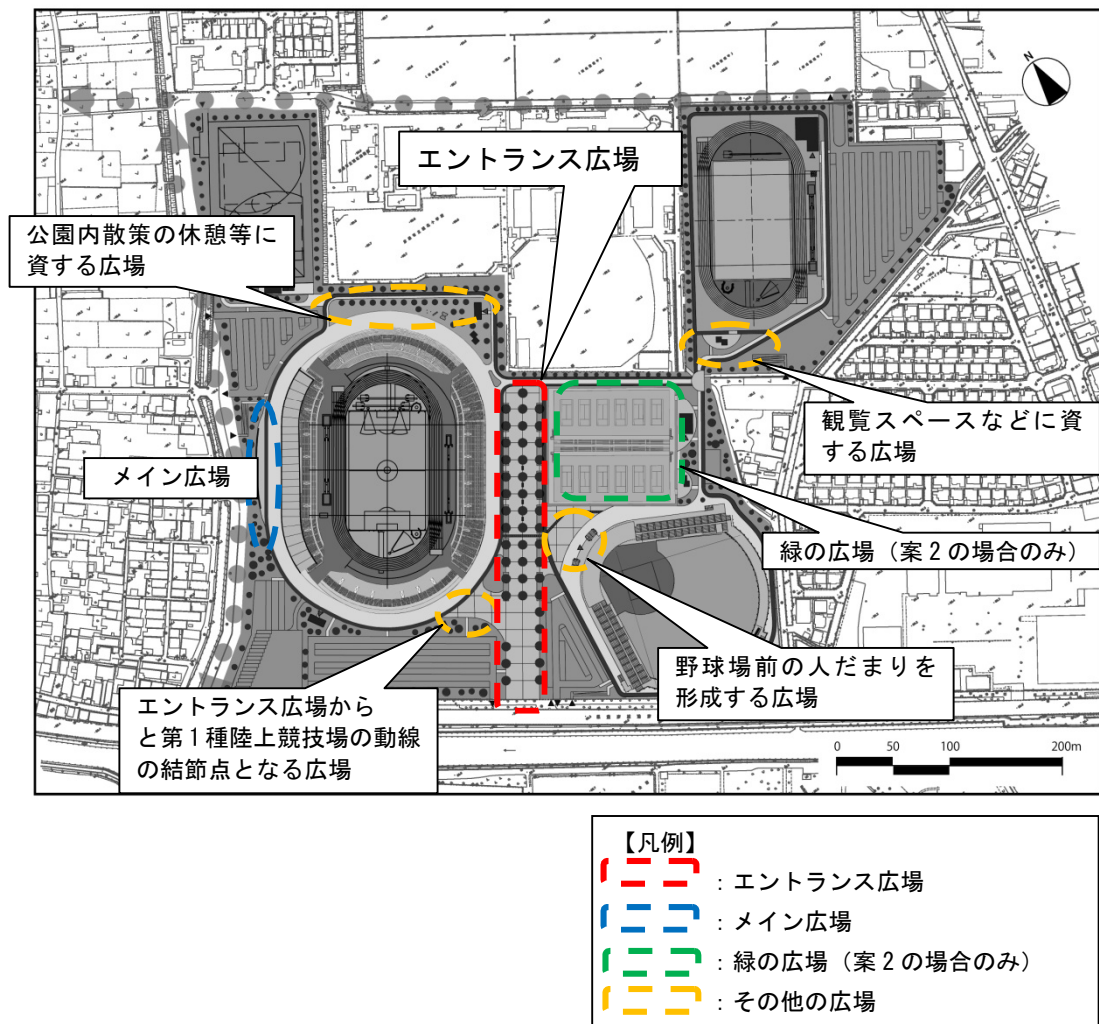


図 2.31 広場配置図 (案1の場合)